

第1章

計画の概要

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景及び必要性

近年の社会経済情勢の変化や、ますます加速する少子高齢化、家族形態の変化等により、市民の意識や価値観が多様化するとともに、地域住民相互のつながりが希薄化するなど福祉を取り巻く環境は大きく変容してきました。

このため、高齢者の孤独死、子育て家庭の孤立、児童虐待、配偶者等からの暴力、ひきこもりなどの新たな社会問題が発生してきており、それらの問題を解決するためには、公的なサービスだけでは対応が極めて難しい状況となっており、地域における住民相互の助け合いや支え合いがますます重要な課題となっております。

一方、ボランティアやNPOなど社会福祉分野での新たな活動が活発化しており、市民の福祉意識も大きく変化してきております。

このような中、国においては平成12年6月に改正した社会福祉法の中で、今後の社会福祉の基本理念の一つとして「地域福祉の推進」を掲げ、これからの福祉は、限られた社会的弱者に対する公的なサービスとしてではなく、地域に暮らす様々な人々が抱える生活課題を、地域住民、事業者、行政など地域の様々な主体が互いに協力して課題解決を図るものであるとしています。

(「与えられる福祉<受動的福祉>」から「自らが主体となる福祉<能動的福祉>」への転換が必要であると言い換えられると思います。)

また、地域福祉を推進するための具体的な方策として、「市町村地域福祉計画」の策定に関する規定が新たに設けられました。

このため、本市においては、地域の特性や実情を踏まえながら、多くの市民や団体が主体的に福祉活動に取り組み、ともに助け合い支え合う地域社会を基盤とした地域福祉の推進を総合的かつ計画的に進めていくための基本的な指針として「いわき市地域福祉計画」を策定するものです。

2 計画策定の目的

本市においては、「市高齢者保健福祉計画」、「新・市障がい者計画」、「新・市子育て支援計画」及び「健康いわき21」など、各対象者別にそれぞれの保健福祉分野に係る行政計画を策定し、保健福祉の推進を図ってきました。

しかしながら、地域住民が抱える多様な生活課題を解決するためには、既存の関連計画に基づき、施策や事業などの公的サービスに加え、地域住民をはじめとした多様な主体が、自ら主体的に参画しながら地域全体で支え合えるようにするための仕組みづくりが求められております。

そのため、本計画では、地域福祉を推進していく上で不可欠な、地域の住民がともに支え合うという意識の醸成、地域を支えるネットワークや環境づくりなどについての基本的な理念や基本目標を定めるとともに、「個人」、「地域（事業者）」、「市」のそれぞれの役割を明らかにし、“一人ひとりが住み慣れた地域の中で、生涯にわたって心豊かに、安心して自立した生活を送ることができる地域社会”を創ることを目的としています。

社会福祉法（抜粋）

（目的）

第1条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まつて、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もつて社会福祉の増進に資することを目的とする。

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営む者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 一 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 二 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 三 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

3 計画の位置づけ

「いわき市地域福祉計画」は、市民福祉の増進のため、社会福祉法第107条に規定する「市町村地域福祉計画」として、いわき市が策定する行政計画です。

(1) 新・いわき市総合計画（ふるさと・いわき21プラン）との関係

本計画は、「新・いわき市総合計画（ふるさと・いわき21プラン）」を上位計画として位置づけ、総合計画の基本理念に基づいた、福祉分野における総合計画となる計画です。

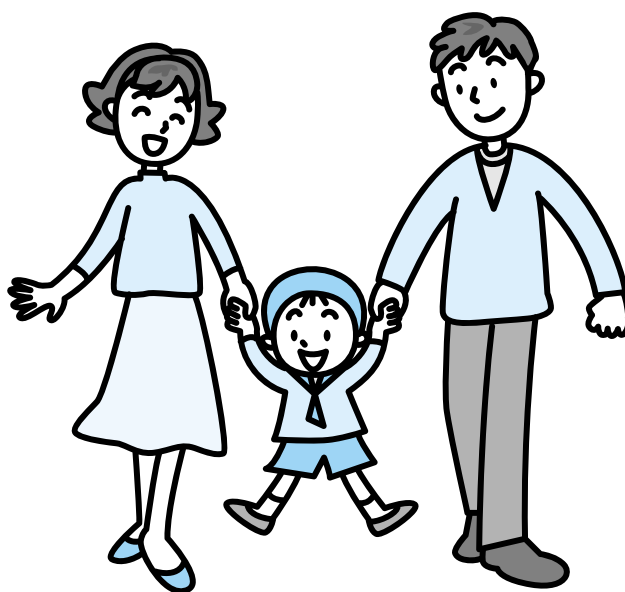
(2) 保健福祉分野の個別計画との関係

本市の保健福祉分野に関する計画としては、高齢者施策分野の「市高齢者保健福祉計画」、障がい者施策分野の「新・市障がい者計画」、児童施策分野の「新・市子育て支援計画」及び保健・健康施策分野の「健康いわき21」があります。

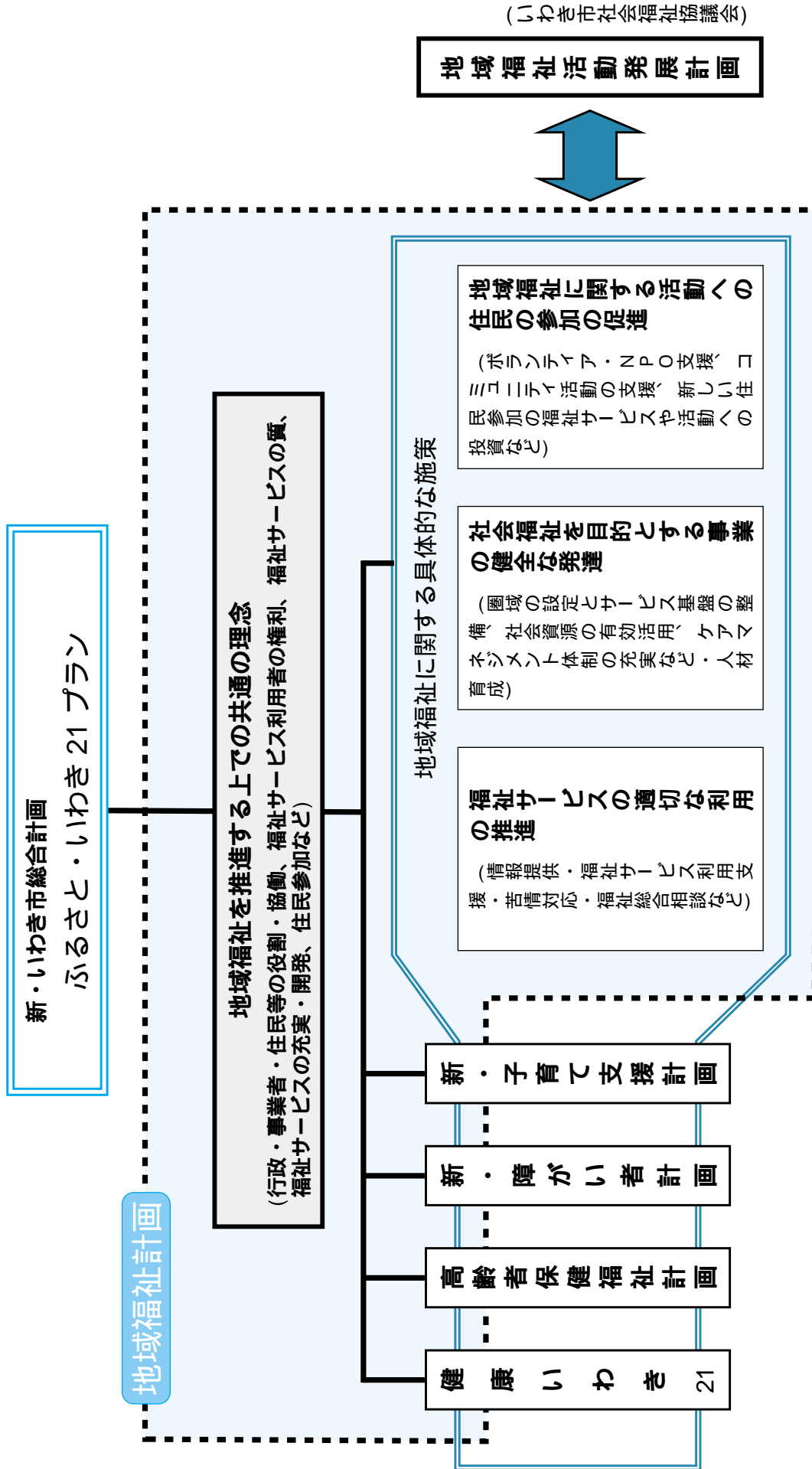
本計画は、これら個別計画が持つ個別・専門的な考え方や取組みを、「地域で暮らす市民」の視点から総合的に横につなぐ計画として位置づけます。

つまり、対象者別の個別計画による施策・事業を、誰もが地域で豊かに生活できるように、より効果的に展開していく仕組みをつくるのが地域福祉計画の目的です。

(次図参照)



地域福祉計画の位置づけと個別計画との関連



- ・市総合計画と各個別計画に共通の理念を相互につなぐ
- ・各個別計画と一定の整合性・連携を図る
- ・公的サービスの数量的目標は各個別計画において設定

： 地域福祉計画の範囲

4 計画の策定体制

(1) いわき市地域福祉計画策定委員会 [外部検討組織]

学識経験者、関係団体のメンバー、公募委員の計15名の市民の方で構成する、地域福祉計画策定のための附属機関です。

様々な視点から検討された案を市長に提言しました。

(2) いわき市地域福祉計画庁内検討委員会 [内部検討組織]

地域福祉計画に関係する庁内の課長を委員とし、より実務的な面について外部検討組織と連携して検討するための庁内組織です。

これら2つの組織が相互に連携して計画の策定を行いました。

また、これら検討組織に加え、広く市民の方の意見を踏まえるため、各地区ごとに「地域福祉懇談会」を開催し、「市民の生の声」の聴取とその反映に努めました。

さらに、このような形で取りまとめを行った「いわき市地域福祉計画（素案）」について、パブリックコメントを平成18年11月10日から11月30日まで実施し、ここで出された市民意見を踏まえ、平成19年1月16日に市長に「いわき市地域福祉計画（案）」とし提言しました。

(次図参照)

5 計画の期間

本計画は、概ね5年程度をその期間とし、その間の社会経済情勢や地域社会における変化を踏まえ見直しを図ります。

なお、今回は、全市的な地域福祉の基本的な方向性について策定することとしますが、より身近な地区における、より具体的な地域福祉の内容、地域福祉を進める仕組みづくりについて、それぞれの地区の特性も踏まえ、今後検討を進めていくこととします。

「いわき市地域福祉計画」策定体制

